

北大阪労働基準監督署発表  
令和 7 年 5 月 9 日

令和 7 年 5 月 9 日

【照会先】

北大阪労働基準監督署

電話 072-391-5825

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(潜水作業者の異常気圧等による健康障害を防止するため、鋭利な刃物を携行  
させず、潜水器等の点検記録を作成しなかった疑い)

令和 7 年 5 月 9 日、北大阪労働基準監督署(署長 くさかわ はるみ 草川 晴美)は、有限会  
社ハシノ工業 こうぎょう 及ほか 1 名を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書  
類送検した。

### 1 被疑者

- (1) 有限会社ハシノ工業(以下「被疑会社」という。)  
本社所在地 兵庫県神戸市北区藤原台南町  
事業内容 潜水清掃点検事業
- (2) 被疑会社代表取締役 A(以下「被疑者 A」という。)

### 2 違反条文等

被疑会社及び被疑者 A につき、  
労働安全衛生法違反

同法第 22 条第 2 号

高気圧作業安全衛生規則(以下「高圧則」という。)第 37 条第 1 項

同法第 27 条第 1 項

同法第 103 条第 1 項

高圧則第 34 条第 3 項

同法第 119 条第 1 号(罰則)

同法第 120 条第 1 号(罰則)

同法第 122 条(両罰)

### 3 事件の概要

令和 6 年 2 月 14 日、大阪府寝屋川市寝屋に所在する配水場内の受水池内に  
おいて、被疑者 A は被疑会社の労働者 B に、空気圧縮機により送気して行う潜

水業務を行わせるにあたり、

① 同人に鋭利な刃物の携行をさせなかったことにより、異常気圧等による健康障害を防止するための必要な措置を講じていなかった

② 潜水前に行わせた潜水業務の点検の概要をその都度記録し、これを3年間保存していなかった

疑いがあるものです。

#### 4 その他

(1) 上記法違反に関連し、潜水清掃業務を行っていた労働者Bが溺死するという災害が発生しています。

(2) 適用法条文は別紙のとおり

## 労働安全衛生法

### 第二十二條（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

### 第二十七條（労働者の遵守事項）

- 1 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
- 2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。）その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

### 第百三條（書類の保存等）

- 1 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類（次項及び第三項の帳簿を除く。）を保存しなければならない。  
（以下略）

### 第百十九條（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者  
（以下略）

### 第百二十條（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第

五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第六十六の八の二第一項、第六十六の八の四第一項、第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第一百一条第一項又は第一百三十一条第一項の規定に違反した者

（以下略）

## 第二百二十二条(両罰)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第二百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 高気圧作業安全衛生規則

### 第三十四条（設備等の点検及び修理）

1 事業者は、潜水業務を行うときは潜水前に、次の各号に掲げる潜水業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げる潜水器具を点検し、潜水作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認めるときは、修理その他必要な措置を講じなければならない。

一 空気圧縮機又は手押ポンプにより送気して行う潜水業務 潜水器、送気管、信号索、さがり綱及び圧力調整器

二 ボンベ（潜水作業者に携行させたボンベを除く。）から給気を受けて行う潜水業務 潜水器、送気管、信号索、さがり綱及び第三十条の圧力調整器

三 潜水作業者に携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務 潜水器及び第三十条の圧力調整器

2 事業者は、潜水業務を行うときは、次の各号に掲げる潜水業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げる設備について、当該各号に掲げる期間ごとに一回以上点検し、潜水作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認めるときは、修理その他必要な措置を講じなければならない。

一 空気圧縮機又は手押ポンプにより送気して行う潜水業務

イ 空気圧縮機又は手押ポンプ 一週

ロ 第九条の空気を清浄にするための装置 一月

ハ 第三十七条の水深計 一月

ニ 第三十七条の水中時計 三月

ホ 第九条の流量計 六月

二 ボンベからの給気を受けて行う潜水業務

イ 第三十七条の水深計 一月

ロ 第三十七条の水中時計 三月

ハ ボンベ 六月

3 事業者は、前二項の規定により点検を行ない、又は修理その他必要な措置を講じたときは、そのつど、その概要を記録して、これを三年間保存しなければならない。

### 第三十七条（潜水作業者の携行物等）

- 1 事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ（潜水作業者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業者に、信号索、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携行させなければならない。ただし、潜水作業者と連絡員とが通話装置により通話することができることとしたときは、潜水作業者に信号索、水中時計及び水深計を携行させないことができる。  
(以下略)